

# 子どもの貧困対策とスクールソーシャルワークにおけるケースの発見 — スクールソーシャルワークにおけるケースの発見 —

土田 耕司<sup>1</sup>, 橋本 彩子<sup>2</sup>

## Poverty Measures for Children and Cases Discovered in School Social Work — Discovery of Impoverished Children in the School Social Work —

Koji TODA<sup>1</sup> and Ayako HASHIMOTO<sup>2</sup>

キーワード：子どもの貧困・多重逆境・スクールソーシャルワーク・ケースの発見

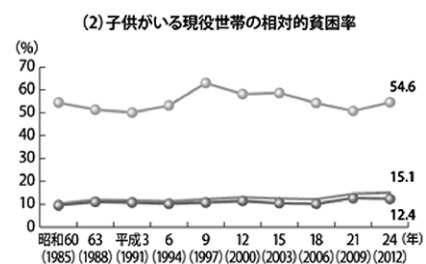
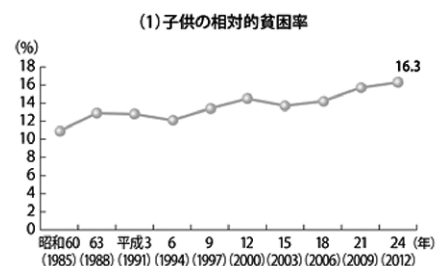
### 概 要

子どもの貧困が、今日は大きな社会問題となっている。子どもの貧困は、子どもの成長に影響することから、早期発見・早期支援の実施が強く求められる。しかし、そこにはさまざまな問題（多重逆境）を抱え持つ親たちへ対応が必要不可欠である。そこでスクールソーシャルワーカーによる学校現場での専門的なソーシャルワークの実践に期待が持たれるようになった。そこで、教育現場の学校で子どもの貧困のケース発見がなければ、専門的な社会福祉支援としてのスクールソーシャルワークに繋げることができない。この学校現場での子どもの貧困ケースの発見は、従来の教育現場としての学校の価値観や機能には捉われない役割を担わなければならない。

### 1. はじめに

子どもの貧困が社会問題として大きく取り上げられている。厚生労働省による「国民生活基礎調査」から、子どもの貧困についてみると、平成24（2012）年には、子どもの相対的貧困率<sup>注1</sup>が16.3%となって過去最高を更新している。これを実数換算すると約328万人である。さらに、ひとり親家庭など大人が1人の家庭に限定すると相対的貧困率は54.6%となり、先進国の中で最悪の水準である。経済大国と呼ばれている日本において、今日6人に1人の子どもたちが貧困状態であると考えられる（図1・2）。

このような状況のもと、子どもの貧困問題に対しては国家レベルで、さまざまな施策が図られている。平成25（2013）年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、翌年1月に施行した。さらに、この法律を踏まえて同年8月に「子供の貧困対策に関



(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

- (注) 1. 相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。  
2. 平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。  
3. 大人とは18歳以上の者、子供とは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。  
4. 等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

図1) 子供の相対的貧困率 (上)

図2) 子供がいる現役世帯の相対的貧困率 (下)

出典「平成27年版子ども・若者白書」内閣府より

(平成28年11月21日受理)

<sup>1</sup>川崎医療短期大学 医療介護福祉科

<sup>2</sup>吉備国際大学

<sup>1</sup>Department of Medical Care Work, Kawasaki College of Allied Health Professions

<sup>2</sup>Kibi International University

する大綱」が策定され、子どもの貧困対策を国家的な課題として総合的に推進することとされている<sup>1)</sup>。この大綱から、政府が行う施策に加え、民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトが推進されており、子どもの貧困問題への取り組みは国民・国家全体で対応すべき課題であると位置付けられていることがわかる。

子どもの貧困の問題は、子どもの日々成長する過程に影響を与えることを踏まえて、迅速に対応することは当然である。そのためには、子どもの貧困に対する早期発見が必要不可欠なことである。そこで子どもの貧困問題の対応として、子どもたちの日常生活の場である学校におけるソーシャルワーク実践として、スクールソーシャルワーカー<sup>注2)</sup>の介入に期待が持たれる。

そこで本論は、子どもの貧困を早期発見し社会福祉の専門的な援助過程に繋げるために、学校での子どもの貧困の「ケースの発見」に関しての提言を試みることにする。

## 2. 子どもの貧困

貧困を一概に定義することは、きわめて難しい。一般的に貧困とは、生活水準が低くて所得が少ないこと。つまり、お金がない状態を指し、貧しくて生活に困っていることをいう。また、貧困に関しては、絶対的貧困と相対的貧困という2通りの捉え方がある。

絶対的貧困とは、身体的に健康な生存状態を維持するために充足されなければならない基本的条件が満たされているかどうかの問題の視点となる。つまり、衣食住などが生きていくために必要な状態を欠いている場合を、貧困下で生活していると指摘される。一方、相対的貧困という概念では、貧困状態を個々の社会によって異なるものと考え、ここでは貧困をその社会で慣習となっている広く認証されているような食事をとったり、一般的な社会諸活動に参加したり、あるいは生活の必要条件や快適さを保つための生活資源を維持したりといった状態を欠いていると捉えられる。これは、個々の社会で優勢な生活水準と結びつけて考える概念である<sup>2)</sup>。

岩田<sup>3)</sup>によれば、今日、日本で論じられる貧困を図る指標としては、ほとんどの場合の相対的貧困や生活保護基準を用いて判断されているのが現状である。相対的貧困状態とは、貧しさが見え難い状態であり、見つけ難い貧困といえる。さらには初期の段階では、あまり問題が表出され難く、発見されたときには、二次

的な問題を多く含んだ状態になっていることも少なくないと述べている。

この相対的貧困の状態が、どのようにして子どもの健全な育成を妨げているかについて阿部<sup>4)</sup>は、相対的貧困の問題とは物質的に乏しい貧困状態だけではなく、一つは相対的貧困にあることが子ども自身の社会的排除を引き起こすリスクが高いこと、二つが、子どもが相対的貧困の状態であるということは、親も相対的貧困状況にあるということであり、貧困が親のストレスを高め、親が子どもと過ごす時間を少なくし、孤立させることにより、厳しい子育て環境に置かれていると指摘している。

つまり、相対的貧困状態は貧困をより複雑にし、さまざまな悪影響を子どもたちに及ぼしており、経済的な問題だけではなく、精神的にも子どもが受ける影響は少なくない。

子どもの貧困状態とは、子どもが成長する過程において当然保障されなければならない権利が脅かされることと考えられる。それは、子どものあたりまえの権利としての育ちの保障がなされなく、子どもの将来への機会均等の保障が侵害される。子どもの日々の成長を考えれば、貧困の問題を長いスパンで対応するのではなく短期間で早急に対応をしなければならない。

## 3. 子どもの貧困の背景にある多重逆境

子どもの貧困は、見え難いといわれる。それは、子どもの貧困はその家庭や養育者である親に原因があり、その影響を子どもたちが受けているからと考えられる。つまり貧困の背景には、子ども本人よりも家庭や養育者である親に原因がある場合が少なくない。

このことを池上<sup>5)</sup>は、貧困や経済的困窮だけではなく、親の精神疾患、不利な学歴、ひとり親家庭など複数の困難が重なっている状況下の環境にある多重逆境として捉え、多重逆境を親自身の逆境であると同時に、子どもも負うも逆境であるために、問題が複雑併存している状況である。そして、この多重逆境の家庭では、貧困や虐待と同時に、教育や犯罪、健康に関わる問題もかかえていると指摘されている。具体的には、①貧困、借金、金銭的逼迫、②子どもの虐待、児童保護に関わる問題、③家族の暴力、家庭内暴力(DV)、④親の疾病、障害、⑤物質濫用(精神医学領域では薬物、アルコール依存をはじめシンナーやライターのガス等、なんらかの依存症をしている状態を物質濫用と記載している)、⑥親の精神疾患、⑦親の別離、非喫、拘

留・服役，⑧親の犯罪，反社会的行動の8つの問題が挙げられる。これらの問題には、複合的かつ多様なニーズがあり、その対応には包括的な取り組みが必要であると述べている。

子どもの貧困の背景には、子どもたちの置かれている生活状況下で親の多重逆境が問題の根底にあり、これらが複雑に入り組んでしていると考えられる。そのために、子どもの貧困対策とは親の抱え持つ問題に取り組まなければならない、専門的なソーシャルワークに期待される場所は大きい。

#### 4. スクールソーシャルワーク

子どもの貧困に取り組むにあたって、子どもたちの生活状況を踏まえて個人と環境の双方に、迅速かつ丁寧に働き掛けなければならない。子どもの貧困への対応は親たちの多重逆境からもわかるように、さまざまな問題を抱え持っている親たちへの対応が必要不可欠であり、親たちの置かれている実情を無視することはできない。

そこには、子どもとその家庭や親を対象とした包括的なソーシャルワークの支援が有効であると考えられ、社会福祉専門的な知識と技術を用いて教育支援、生活支援、保護者への就労支援、経済的支援など横断的にカバーするダイナミックな子どもの貧困に対するソーシャルワークの対応が求められている<sup>6)</sup>。

ソーシャルワークを必要とする児童生徒の学校に、ソーシャルワーカーが配置され問題の対応にあたるソーシャルワーク活動がスクールソーシャルワークである。学校や教育委員会が窓口として、スクールソーシャルワーカーを配置し、学校の能力だけでは解決し難い子どもたちの問題に対し、生活支援や福祉制度に繋げていくことがスクールソーシャルワークの役割であり、子どもの貧困問題の対策の要の一つとして大きな期待が持たれている。

スクールソーシャルワークの課題として岩田<sup>7,8)</sup>は、子どもの貧困への視点は、子どもと家族の今だけではなく、これまでと将来を見据えて、問題を持つ家庭や親に対し、教育と福祉が連動していかに介入していくことが命題であると述べている。この意義は、先にも触れた「子供の貧困対策に関する大綱」<sup>註3)</sup>からも読み取ることができる。

#### 5. 学校と貧困問題

学校現場での子どもの貧困の問題は、デリケートな問題であり学校という教育現場の本来の機能とは馴染めなく、あまり表面化してこなかった。また、子どもの状況を把握し易く、そして貧困層の子どもが常に一定数存在し続けていたはずの学校現場において、貧困の問題がこれまでほとんど立ち現れてこなかったのは、特別扱いしないという学校文化と、差異を見えなくするための特別扱いの背景があったと考えられる<sup>9,10)</sup>。

しかし、今日の学校現場では、貧困問題を抱え持つ児童生徒が増加し、学校では従来の価値観や機能とは大いに異なる選別主義により対応をするソーシャルワークという新たな福祉的機能が、学校という教育現場に介入しなければならなくなったと考えられる。

このことは、従来の学校の文化を否定することかもしれない。そこには、少なからず教育現場にジレンマが存在することも否定できない。しかし、今日の子どもの貧困の問題は、従来の学校が持ち得ていた機能では対応することができないという現状が、その背景にある。

#### 6. ケースの発見から相談援助へ

教育現場である学校で行われているスクールソーシャルワークの実践においても、ソーシャルワークの相談援助のプロセスに基づいて実践されることは当然である。

ソーシャルワークである相談援助過程<sup>註4)</sup>の最初の段階が「ケースの発見」である。「ケースの発見」とは、子どもの貧困を発見し、専門的な支援に繋げていくことである。ここでは、学校の中で子どもの貧困の問題が表面化し、専門的な相談援助を必要とする状態である児童生徒が出現することと捉える。

本来のソーシャルワークにおいて「ケースの発見」は、一般に積極的に専門職であるソーシャルワーカーが出向いて発見する場合や、ソーシャルワーカーの活動内にネットワークを形成し、そこから情報を得て発見するといったアウトリーチという手法が用いられている<sup>11)</sup>。しかし、このアウトリーチの手法が十分に学校現場でのスクールソーシャルワークのケースの発見においては機能するとは考え難い。

そこで、誰がケースを発見するのかと考えると、学校という教育現場においては、福祉の専門知識や訓練

をしたソーシャルワーカーだけでなく、常日頃、子どもと接している担任教員や生徒指導の教員、養護教員などにその役割が期待されることは当然である。

この「ケースの発見」がなければ、次に相談援助へと繋げることはできない。また、「ケースの発見」とは、なかなか難しいことでもある。それは、相談援助を必要とする児童生徒の保護者には、①「自ら進んで相談援助を求める保護者」、②「自ら進んで相談援助を求めることができない（しない）保護者」、③「相談援助を必要とする問題があるがその問題に気づいていない保護者」の三つのパターンに大別すること<sup>12)</sup>ができる。

①「自ら進んで相談援助を求める保護者」、②「自ら進んで相談援助を求めることができない（しない）保護者」の場合は、保護者が何らかの問題は意識していると考えられる。その中で、①「自ら進んで相談援助を求める保護者」は、専門家や機関の力を借りて問題解決に取り組む意思があり、相談援助に繋げやすいと考えられる。

次に、②「自ら進んで相談援助を求めることができない（しない）保護者」は、その保護者が何らかの問題は意識しているが、「相談の仕方がわからない場合」と、「相談したくない事情がある場合」に分けられる。「相談の仕方がわからない場合」には、相手の立場に立った積極的な介入が効果を示すと考えられる。しかし、最も厄介なのは、「相談したくない事情がある場合」である。この場合は、その相談したくない原因に対する対応を最初に行わなければならない。この場合に、スクールソーシャルワーカーによる専門的な技術が問われるといえる。

最後に、③「相談援助を必要とする問題があるがその問題に気づいていない保護者」に対しては、最初に、相談援助が必要である問題が何かを説明をしなければならぬ。そして、その問題を放置しておくことによって、子どもの成長段階に与えられる悪影響をわかりやすく説明し理解してもらうことから取り組まなければならない。

このように、「ケースの発見」から「受理面接」へと繋げることが、ソーシャルワークとしての相談援助が開始される重要なプロセスである。特に「ケースの発見」段階においては、学校の教員とスクールソーシャルワーカーの連携と協働が強く問われることは当然のことである。

## 7. おわりに

子どもの貧困の問題は、子どもの日々の成長期間を考えると短期間で早急に対応を図らなければ、子どもたちの大切な将来に及ぼす影響は計り知れない。また、子どもたちの置かれている生活状況下では、親の多重逆境など貧困以外のさまざまな問題が複雑に入り組んでいることも否定できない。そこで、学校現場にスクールソーシャルワーカーの配置がなされスクールソーシャルワークとして社会福祉の専門的な支援として相談援助が行われている。

スクールソーシャルワーク実践においては、学校での子どもの貧困の「ケースの発見」が最初の大きな課題と考えられる。それは、スクールソーシャルワーカーには自ら問題を抱えて出向いてきた人を相談援助に繋げるということだけではなく、学校での子どもたちの生活の中から、貧困支援のニーズを持つ児童生徒やその家庭を発見しなければならないという役割が課せられている。このことは、スクールソーシャルワーク実践において必要不可欠なことである。

また、教育現場の学校でも本来の機能や価値観とは違う、子どもの家庭の貧困への支援というデリケートな課題に向き合わなければならない。それは従来の学校の役割や機能を超越した行為かもしれない。しかし、今日の学校現場が担わなければならないことも現実である。それは、学校が子どもたちの将来のために、良い教育を提供するためと考えれば、必然的に担わなければならない役割である。そこには、子どもの最大利益のために何ができるのかを、学校自身が問われている。その結果として、スクールソーシャルワークとして教育（学校の教員）と福祉（スクールソーシャルワーカー）の連携と協働が行われなければならない。

## 注

注1) 貧困には、相対的貧困と絶対的貧困に分けて考えられる。相対的貧困とは、OECD（経済協力開発機構）が用いる経済指数であり、その相対的貧困率は「手取りの世帯所得（収入－税/社会保険料＋年金等の社会保障給付）」を世帯人数で調整し、中央値の50%以下を貧困として計算されている。所得に基づき貧困を定義するには便利な指標である。しかし人々の生活の実態を把握するためには、また別の具体的な調査が必要となることに留意されたい。わが国の子どもの貧困のデータは、相対的貧困率であり、等価可処分所得に基づいて算出するため、現物給付や資産を有しており、この指数のみに基づいて子どもの貧困の事態を論ずることは妥当でないとの意見も

あるが、長期的に貧困の上昇傾向が顕著に現れていることも明らかである。本稿では、日本における貧困に着目していくことを目的としていることから、相対的貧困を前提として論じている。

注2) スクールソーシャルワーカーとは、福祉相談業務に従事する福祉職専門家であるソーシャルワーカーであり、その中で教育機関において当該の任に就く者のことである。資格要件は、社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者のほか、過去に教育や福祉の分野において活動経験がある者も含むなど、人材の専門性は様々である。平成16(2008)年度より、文部科学省が実施した「スクールソーシャルワーカー活用事業」により、全国に普及している。

注3) 「子供の貧困対策に関する大綱」からみてみると、学校を窓口として、貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度に繋げていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。また、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。さらに、一人ひとり、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度に繋げていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制が構築されている。

注4) 相談援助の過程とは、社会福祉の専門職による知識、技術、理論などに基づいて開始から終結に至るまで専門的

な相談援助過程の展開が行われることである。その流れとしては、①ケースの発見、②受理面接(インテーク)、③事前評価(アセスメント)、④援助計画(プランニング)、⑤援助の実施(インターベンション)、⑥中間評価(モニタリング)、⑦事後評価(エバリュエーション)、⑧終結(ターミネーション)と、この一連の流れが相談援助過程と考えるのが一般的である。

## 文 献

- 1) 内閣府：「平成28年版子ども・若者白書」, 105, 2016
- 2) 小ヶ谷千穂：「現代社会学事典」, 東京：弘文堂, pp.1076—1077, 2012
- 3) 岩田正美：「現代の貧困 — ワーキングプア／ホームレス／生活保護」, 東京：ちくま新書, pp.32—67, 2007
- 4) 阿部 彩：「豊かさ」と「貧しさ」相対的貧困と子ども, 発達心理学研究23—4, 362—374, 2012
- 5) 池上和子：「子どもの貧困 — 社会的養護の現場から考える —」, 東京：筑摩書房, pp.158—178, 2015
- 6) 橋本好広：子どもの貧困対策とスクールソーシャルワーク, 足利短期大学紀要35, 17—22, 2015
- 7) 岩田美香：子どもの生活条件とスクール・ソーシャルワーカー, 教育研究 9, 57—69, 2003
- 8) 岩田美香：スクールソーシャルワーカーからみた子どもの貧困と学校, 総合社会福祉研究45, 41—46, 2015
- 9) 盛満弥生：学校における貧困の表れとその不可視化 — 生活保護世帯出身生徒の学校生活を事例に —, 教育社会学研究88, 273—294, 2011
- 10) 原田琢也：子どもの貧困と「特別扱いしない」日本の共同体的な学校文化, 金城学院大学論集10(2), 94—109, 2014
- 11) 白澤政和：「エンサイクロペディア社会福祉学」, 東京：中央法規, pp.432—435, 2007
- 12) 松井圭三：「相談援助概説」, 岡山：ふくろう出版, pp.13—19, 2013

